

令和3年2月2日

滝上町に核物質を持ち込ませない条例
の制定を求める会

代表 大原 満 様

滝上町長 長屋 栄



「滝上町に放射性核廃棄物を持ち込ませない条例」の制定要請に対する回答
について

令和3年1月14日付けで署名を添えて要請のありました件につきまして、次の
とおり回答いたします。

記

昨年、寿都町と神恵内村においての文献調査への応募・受諾の動きと時を同じく
して「西紋地域エネルギー問題を考える有志の会」が勉強会を開催しました。

NUMOから講師を招いていたとはいえ、滝上町に「高レベル放射性廃棄物の深
地層処分場」を誘致しようとしているものでなく、地震がなく本町の地盤が強固で
あることを文献調査で明らかにし、安全性をアピールしたい考えと聞いています。

しかし、本町に対し勉強会后に多くの報道取材等が有志の会が前提にしてい
ない「最終処分場は考えているか」等の質問があり、報道を介して住民の不安をあおる
風評があったといえます。

科学的特性マップによると、本町の大部分は「好ましい特性が確認できる可能性
が相対的に高い地域」であるものの、海岸から20 km以上内陸で、輸送面で好まし
い地域とはなっていません。

また、本町の地質については平成13年に発行された「続滝上町史」の地質の項
に多くの文献資料から抜粋した詳しい説明が掲載されており、平成22年には滝上
町観光協会が委託した北海道地質調査業協会監修による「地質について－錦仙峡は
どのようにしてできたのだろうか」が発刊されていますので、あらためて文献調査
の必要性はないものと考えますし、自然豊かな環境に恵まれ、童話村をまちづくり
のテーマとする本町に放射性廃棄物処分地が適さないことは言うまでもありませ
ん。

一方、国のエネルギー政策においては、原子力の依存度は低減しつつも、電源確保として重要な位置づけとなっており、原子炉の運転に伴って生じた使用済み燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の処分については、原子力を利用している日本国内はもとより全ての国の共通した課題であり、避けては通れないものであります。国民の責任として将来に負担を先送りすることのないよう、社会全体の問題として捉える必要があります。

道内において、特定放射性廃棄物の処分方法確立に向けた試験研究が進められているところであり、今後も一層の推進が求められております。

今回の寿都町、神恵内村の文献調査認可を契機として、専門家の中でも意見が分かれている特定核廃棄物の処理について、一町一国民として関心を持ち、様々な意見に耳を傾け、思考する必要があります。従って、本町に特定放射性廃棄物を持ち込ませない条例を制定すればよいというものではないと考えます。

署名いただいた300余名の意思は尊重いたしますが、各地で最終処分場誘致に向けた活動が起こることは予想していなく、前段述べたように、滝上町内で処分場の誘致を意図している動きもありません。

町長として文献調査、特定放射性廃棄物の受け入れの考えはなく、そのような中、「滝上町に核物質を持ち込ませない条例」を制定することは考えておりません。